

令和9年度 保育施設利用について

【申込方法】

書類配布 各保育施設または多度津町 健康福祉課窓口

※ 添付書類は多度津町 HP からダウンロードできます。

受付場所 多度津町 健康福祉課

受付期間 ※ 書類不備の場合は受付できません。

- ・ 土日祝及び年末年始は受付できません。
- ・ 郵送での申込もできますが、郵便事故等により不着の場合は責任を負いません。
- ・ 定員の都合により、希望の施設に入れない場合もあります。

☆ 4 月入所希望者

	受付期間
1次受付	令和8年11月2日(月)～令和8年11月20日(金)
2次受付	令和8年11月24日(火)～令和9年2月10日(水)
3次受付	令和9年2月12日(金)～令和9年2月26日(金)

☆ 5 月以降入所 入所希望月の前々月中(月末が休業日の場合は直前の開庁日)

(例) 令和9年12月1日入所希望の場合は、令和9年10月1日～10月29日

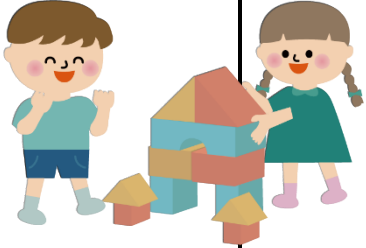
受付時間 8時30分～17時15分

必要書類 ① [こども園・保育所等 給付認定申請書 兼 利用申込書] (黄緑色の用紙)

② [父母それぞれの保育が必要である証明] (同居の祖父母の証明は不要)

※各証明書類の有効期限は、発行日から3ヶ月です。

【保育が必要である証明】

該 当 事 由	書 類	備 考
就労中・就労予定・職場復帰 (雇用されている方)	就労証明書	
育児休業中		
内 職	就労証明書および 取引がわかる書類	
自営業	就労証明書および 自営業であることがわかる書類	
妊娠・出産	母子手帳の出産予定日が 書かれたページの写し	
保護者疾病	診断書	母子手帳、罹災証明書以外はいずれも、 町指定様式で提出してください。
保護者障害	診断書または 障害者手帳等の写し	
介護・看護	診断書または 障害者手帳等の写し	
就 学	就学証明書	
求職活動中	求職活動申出書および 求職中であることがわかる書類	
災害復旧	罹災証明書	

【支給認定について】

保育施設を利用するためには、入所・入園手続と同時に支給認定申請を行い、1号認定または2号認定、3号認定のいずれかを受ける必要があります。

○支給認定区分表

対 象	保育を必要としない認定区分		保育を必要とする認定区分	
満 3 歳以上の小学校 就学前の子ども	1 号認定	教育標準時間	2 号認定	保育標準時間 保育短時間
満 3 歳未満の子ども			3 号認定	保育標準時間 保育短時間

【保育短時間認定と保育標準時間認定について】

就労の場合は、基本的に以下のとおりとなります。

（妊娠・出産、疾病、介護・看護、就学の場合は、保護者の方がいずれか選択してください）

☆ 保 育 短 時 間：8：30～16：30（最大 8 時間） → 就労時間が月 48 時間以上 120 時間未満

☆ 保育標準時間：保育所の開所時間（最大 11 時間） → 就労時間が月 120 時間以上

※ 就労時間が月 120 時間未満であっても、就労状況により標準時間認定が可能な場合がありますので、ご希望の方は健康福祉課までご相談ください。

※ 保護者の状況などから、希望通りの利用認定時間にならない場合があります。

※ 保護者の一方が短時間認定のみとなる事由（求職・育休）の場合は短時間認定となります。

※ 認定された時間を超過すると、別途利用料が発生します。

【利用できる期間および認定時間】

保育事由	保育開始	有効期限	認定時間
就 労 産後・育児休暇から職場復帰	就労開始日の前月初日		標準時間または短時間
妊娠・出産	出産予定日の 8 週前の 日が属する月の初日	出産予定日の 8 週後の 翌日が属する月の月末	標準時間または短時間
育児休業前に既に保育施設を 利用し、続けて利用する場合		育児休業終了日が 属する月の月末	短時間
保護者の疾病・障害	添付書類の記載内容による	添付書類の記載内容による	標準時間または短時間
介護・看護	添付書類の記載内容による	添付書類の記載内容による	標準時間または短時間
就 学	就学開始日の前月初日	在学期間の終了日の月末	標準時間または短時間
求職中		3 か月	短時間
災害復旧	必要な期間に応じて		標準時間または短時間

入所中に退職など事由変更があった場合は、有効期限および認定時間も変更になる場合があります。



【保育料について】

☆ 3～5歳児クラス

全額無料

☆ 0～2歳児クラス ※別紙「多度津町保育料月額表」をご覧ください。

非課税世帯・・・全額無料

課税世帯・・・令和9年4月～8月分は、令和8年度町民税所得割額（令和7年中の所得）を基に算定
令和9年9月～令和10年3月分は、令和9年度町民税所得割額（令和8年中の所得）を基に算定

※ 町外課税者の所得状況については、マイナンバーを利用して照会しますが、マイナンバーの提供を希望されない方は、当該年度の所得課税証明書を添付してください。

※ 0～2歳児の町民税課税世帯の入所児童と同一生計家族に小学校就学前のきょうだいがおり、町内保育施設以外の幼稚園・保育施設等に在園（籍）している場合、「在園（在籍）証明書」（町様式）をご提出ください。（町内保育施設に入所している場合は、本証明書は必要ありません。）



【結果通知について】

受付人数が募集人数を上回った場合、保育を必要とする事由等による基本点数、優先利用等による加算点数の総合点数の高い順に入所選考を行い、結果を通知します。

※ 指数表および募集状況は多度津町 HP に公開しています。

[令和9年4月入所]

	受 付 期 間	結果通知
1次受付	令和8年11月 2日（月）～ 令和8年11月20日（金）	1月末
2次受付	令和8年11月24日（火）～ 令和9年 2月10日（水）	2月末
3次受付	令和9年 2月12日（金）～ 令和9年 2月26日（金）	3月初旬

[令和9年5月以降入所] 各月〆切から1週間を目途に結果通知

【町内保育施設紹介】

多度津町には、以下の6つの保育施設があります。いずれも私立の保育施設です。希望する施設を一度見学することを推奨しています。下記の定員は施設全体の利用定員です。

[認定こども園]

施設名	電話番号	住 所	定員	開所時間	延長保育
愛光こども園	32-2602	家中 10-8	125	7時～18時	～19時
三井保育所	32-4058	三井 385-1	109	7時～18時	～19時

[保育所]

施設名	電話番号	住 所	定員	開所時間	延長保育
白方保育所	32-2079	西白方 532-2	25	7時～18時	～18時30分
多聞院保育所	33-0711	仲ノ町 2-5	60	7時～18時	～19時
豊原保育所	33-1868	道福寺 581	125	7時10分～18時10分	～19時10分
今治造船 堀江保育所	85-3636	堀江 4 丁目 349-5	若干名	7時30分～18時	～19時
堀江保育所の従業員枠での利用は勤務先にお問合せください。					

休日は日曜、祝日、年末年始です。

※施設情報は令和8年10月現在のものであり、変更となる場合があります。

【よくあるご質問】

① 児童が多度津町外に住民票がありますが、多度津町内の保育施設を利用することはできますか。

児童及び保護者の両方が多度津町内に住民票が無ければ、利用はできません。ただし、入所月の前月 20 日までに多度津町へ住民票を異動する予定がある場合はお申込みいただけます。期日までに住民票の異動が確認できない場合は、入所を取り消すことがあります。

② 町外に転出することになりました。多度津町の保育施設はいつまで利用できますか。

2日以降の転出であれば、当月の月末までご利用いただけます。転出が決まった際は、早急に利用保育施設へ申し出てください。

③ 月途中からの利用はできますか。

原則月初めからの利用ですが、事由がある場合は途中からの利用も可能です。保育料においては、月初めからでも、途中からでも同額となりますのでご了承ください。

④ 保育施設の見学はできますか。

多度津町内の保育施設は全て私立ですので、一度見学をされることを推奨しております。感染症の流行時には見学を制限している場合もありますので、詳しくは保育施設にお問合せください。

愛光こども園、白方保育所、多聞院保育所、豊原保育所は、子育て支援センターを併設しておりますので、そちらもご利用ください。

⑤ 勤務先が変わり認定時間を変更したいのですが。

変更の届出が必要となりますので、認定時間を変更したい月の前月 20 日までに就労証明書を持って、入所している保育施設に申し出てください。

⑥ 離婚調停中です。保育料の算定はどうなりますか。また、保育が必要である証明等はどうなりますか。

離婚調停中の場合も、父母の税額にて保育料を算定いたします。また、保育が必要であることを証明する書類等も父母それぞれから提出していただきます。なお、配偶者の書類を取得するのが難しい場合は、健康福祉課までご相談ください。

⑦ 入所初日から、時間いっぱい預かってもらえますか。

入所日から 1 ヶ月程度は「ならし保育」という 2～3 時間程度からの保育になります。

⑧ 入所説明会はありますか。

例年内定者に対し、説明会を実施しております。日時等については、各保育施設へお問合せください。

⑨ 税を修正申告しました。保育料は変更になりますか。

変更届を保育施設へ 20 日までに提出してください。税の修正により保育料の算定が変わる場合は、提出の翌月分から変更となります。

⑩ 年度途中で 2 歳から 3 歳になりました。保育料は変わりますか。

年度初め（4月1日時点）の年齢を基に保育料を算定しているので、変わりません。



【お問い合わせ先】

多度津町栄町三丁目3番95号 多度津町健康福祉課 こども支援係（Tel 0877-33-1134）